

富山市教育委員会 9 月定例会 資料

富山市立図書館協議会委員

【定数 15名】

任期：平成29年10月1日～平成31年9月30日

新委員

		氏名	推薦団体等	役職名
1		松本 弘行	学識経験者	市ふるさとづくり推進連絡協議会会長 富山市社会教育委員
2		中村 哲夫	学識経験者	元神戸学院大学教授
3		赤川 雅和	学識経験者	富山短期大学教授(専門分野:国語) (元富山県立図書館長)
4		水野 昌之	中学校長会	興南中学校 校長
5		土肥 祐子	声のライブラリー友の会	声のライブラリー友の会 会長
6		寺田 幹	地元の報道関係者	北日本新聞社 編集局文化部長
7	H29.10.1 新任	岡崎 佳子	小学校長会	市小教研 国語科部長
8	H29.10.1 新任	江藤 裕子	市PTA連絡協議会 良書をすすめる会	市PTA連絡協議会 良書をすすめる会 顧問
9	H29.10.1 新任	高野 知代	富山市立図書館よみきかせの会	富山市立図書館 よみきかせの会 副代表
10	H29.10.1 新任	藤本 節子	公募	
11	H29.10.1 新任	山田 恵美	公募	

●富山市立図書館条例

第11条 図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に意見を述べるため、法(図書館法)第14条の規定に基づき富山市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第12条 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。

第13条 協議会は、委員15人以内で組織する。

第15条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【定数 15名】

任期:平成27年10月1日～平成29年9月30日

旧委員(参考)

		氏名	推薦団体等	役職名
1	会長	松本 弘行	学識経験者	市ふるさとづくり推進連絡協議会会長 富山市社会教育委員
2	会長代理	中村 哲夫	学識経験者	元神戸学院大学教授
3		赤川 雅和	学識経験者	富山短期大学教授(専門分野:国語) (元富山県立図書館長)
4		水野 昌之	中学校長会	興南中学校 校長
5		土肥 祐子	声のライブラリー友の会	声のライブラリー友の会 会長
6		寺田 幹	地元の報道関係者	北日本新聞社 編集局文化部長
7	(退任)	上滝 史子	小学校長会	五福小学校長 校長
8	(退任)	岡本 達也	市PTA連絡協議会 良書をすすめる会	市PTA連絡協議会 良書をすすめる会 会長
9	(退任)	松崎 訓子	富山市立図書館よみきかせの会	富山市立図書館よみきかせの会 代表
10	(退任)	矢後 織枝	市内読書会	白蘭読書会 代表
11	(退任)	船越 利之	公募	
12	(退任)	益山 幸子	公募	

富山市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

【図書館】

1 趣 旨

視聴覚資料の貸出終了及び不必要な図書利用申込書の性別欄削除のため、富山市立図書館条例施行規則の一部改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 近年インターネットを通じた動画・音楽配信が拡大し、視聴や携帯機器等へのダウンロードが簡単にできるなど、民間にて安価なサービスが整っており、図書館での貸出サービスが必要なくなりつつあることと、貸出サービスによる視聴覚資料の毀損が後を絶たないことから貸出終了とするもの

(2) 性同一性障害等の方に配慮し、不必要な図書利用申込書の性別欄を削除するもの

3 施行期日

公布の日

ただし、様式第1号の改正規定は、平成29年10月1日

富山市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 9 月 日

富山市教育委員会

教育長 宮 口 克 志

富山市教育委員会規則第 号

富山市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

富山市立図書館条例施行規則（平成 17 年富山市教育委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「図書にあっては」及び「、視聴覚資料にあっては 3 点以内」を削り、同条第 2 項中「図書にあっては」及び「、視聴覚資料にあっては 1 週間以内」を削る。

第 6 条中「寄託資料」の次に「、視聴覚資料」を加える。

様式第 1 号中

「

フリガナ		性	男
氏 名		別	女
生年月日	年 月 日		

を

」

「

フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 1 号の改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

富山市立図書館条例施行規則の一部改正新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（利用数及び期間）</p> <p>第5条 館外利用で同時に利用できる資料の数は、<u>図書</u>にあつては10点以内、<u>視聴覚資料</u>にあつては3点以内とする。</p> <p>2 館外利用の期間は、<u>図書</u>にあつては2週間以内、<u>視聴覚資料</u>にあつては1週間以内とする。</p> <p>（館外利用を禁止する資料）</p> <p>第6条 貴重資料、寄託資料、基本参考図書及び館長が必要と認めた資料は、館外利用を禁止する。ただし、特別の事由により館長の許可を得たものは、館外利用することができる。</p> <p>第7条～第12条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（利用数及び期間）</p> <p>第5条 館外利用で同時に利用できる資料の数は、10点以内とする。</p> <p>2 館外利用の期間は、2週間以内とする。</p> <p>（館外利用を禁止する資料）</p> <p>第6条 貴重資料、寄託資料、<u>視聴覚資料</u>、基本参考図書及び館長が必要と認めた資料は、館外利用を禁止する。ただし、特別の事由により館長の許可を得たものは、館外利用することができる。</p> <p>第7条～第12条（略）</p> <p>別表（略）</p>

様式第 1 号(第4条関係)

富山市立図書館図書利用申込書

				(略)	
フリガナ		性	男	(略)	
氏 名		別	女	(略)	
生年月日	年 月 日			(略)	
(略)	(略)			(略)	
(略)	(略)			(略)	
(略)	(略)			(略)	
(略)	(略)			(略)	
(略)		(略)			

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)

様式第 2 号～様式第 5 号 (略)

様式第 1 号(第4条関係)

富山市立図書館図書利用申込書

				(略)	
フリガナ				(略)	
氏 名				(略)	
生年月日	年 月 日			(略)	
(略)	(略)			(略)	
(略)	(略)			(略)	
(略)	(略)			(略)	
(略)	(略)			(略)	
(略)		(略)			

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)

様式第 2 号～様式第 5 号 (略)

平成29年9月定例会 一般質問

教員の多忙化解消関係

『自由民主党 竹田 勝 議員』平成29年9月12日(火)

(問1) 教員の勤務時間管理は実施しているか。また、出勤、退勤時刻を確認し、記録しているか。

(答) 教員の勤務時間管理については、教員には給料月額の4%の額が超過勤務相当分として支払われており、超過勤務の概念がなかったことから、これまで出勤状況は把握していたが、出・退勤時刻までは把握していなかった。

市教育委員会としては、まずは教員の勤務実態を把握することが必要であると考え、本年6月から試験的に、小学校6校、中学校5校において、出・退勤及び休日出勤の状況調査を行っている。

【学校教育課】

(問2) 現在、時間外労働時間(残業)の把握をしているか。把握しているのであれば実態はどうか。また持ち帰り残業の実態を把握しているか。

(答) 労働時間外を含む退勤時間については把握していなかったため、現在、試験的に状況調査を行っている。なお、現在の調査における6～8月の3か月の状況を取りまとめたところ、教員一人あたりの平均の時間外勤務については、小学校で51時間41分、中学校で65時間53分という結果がでている。

また、持ち帰り業務の実態についても、現在、行っている調査を分析することで、持ち帰りを含めた、勤務実態を把握できるようなシステムの構築を、進めていきたいと考えている。 【学校教育課】

(問3) 公立学校の教員に時間外勤務を命じることができる業務(いわゆる超勤4項目)はどのような内容か。

(答) 教員については、正規の勤務時間の割振りを適性に行い、原則として、時間外勤務を命じないものとされているが、特例として認められているものがある。

教員に時間外勤務を命じることができる業務については、

- ①校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ②修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③職員会議に関する業務
- ④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

の4項目の業務に従事する場合であって、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとされている。 【学校教育課】

(問5) 学校給食費の公会計化を実施している自治体数、および本市において検討する計画はあるか。

(答) 平成28年度文部科学省の学校給食費会計業務に関する調査研究報告書では、学校給食を実施している都道府県・市区町村1,729団体のうち、給食費を公会計としている自治体は685団体(39.6%)である。

現在、学校では給食費の他にも教材費などの集金を行っていることから、教員の負担軽減につなげるためには、給食費等の会計処理上の手続きではなく、徴収方法を見直すことが必要なものであり、給食費の公会計化については、今後、教員の負担軽減に向けた改善策等について検討する中で議論していきたいと考えている。

【学校保健課】

(問6) 教員採用試験において、倍率の低下傾向がみられるが、従来、不合格であったような学生が合格するような質の低下、劣化がみられないか。

(答) 教員の採用は、人事権のある県が実施しており、県が公表している資料によると、ここ10年の受検者数は、横ばい傾向だが、教員の大量退職に伴い、採用数が増加しているため、倍率が低下してきており、本市としても憂慮すべき事態と捉えている。倍率の低下が、そのまま質の低下につながるとは考えていないが、本市に配置された教員に対しては、様々な研修を実施するとともに、学校でのOJT等で教員としての指導力や資質の向上に努めている。

【学校教育課】

(問7) 子どもたちの教育に一生を捧げるといった高い理想を持った若手教員が現実の勤務実態、授業以外の業務の多忙感等、理想とのギャップに失望したり、教員に閉塞感があったりするのはないかと危惧するが、その見解を問う。

(答) 各学校においては、若手教員が悩みをもった際、一人で抱え込むことのないように、先輩教員や管理職に相談しやすい体制を整えるとともに、風通しのよい職場づくりに取り組んでいるが、学校現場では、いじめの問題や、過大な要求をしてくる保護者の増加、通常の学級における特別な支援を要する子どもの増加、加えて、学習指導要領の改訂に伴う、道徳の教科化、小学校における外国語の新設、プログラミング教育の導入等もあり、今後も業務の増大が見込まれている。

市教育委員会としては、教員が元気な状態で子どもと向き合う時間を確保することこそが子どもたちのためになり、そのための根本的な解決策は、小・中学校の教員を増やすこと以外にはないと考えており、教員の増員について、引き続き、国や県に強く働きかけたと考えており、今後とも、若手教員が職務へのやりがいや充実感をもてるような環境づくりに取り組んでいきたい。 【学校教育課】

相談関係

●小中学校における相談窓口について

『会派 光 上野 蛍 議員』平成29年9月15日(金)

(問1) 新学期に入るにあたって、新聞等で「学校へ行きたくない」という子どもがいるという報道も見られたが、富山市教育委員会はどのように受け止めているか。

(答) 現在、2学期を迎え、新聞等では、児童生徒の自殺に関する報道がされていることは、大変残念なことと受け止めておりますが、それ以上に、このような報道による情報が、負の連鎖を生むのではないかと憂慮している。

反面、新学期当初は、子どもたちが新たな気持ちで登校することから、不登校が改善したり、新たな人間関係をつくることなど、子どもたちが変わる絶好の機会でもあり、学校としても、子どもたちへ指導するよい機会と受け止めている。

各学校では、子どもたちが新学期に向けて、スムーズに気持ちの切り替えができるよう、学級担任等が、長期休業中に、家庭訪問や電話で心配な子どもたちの状況を確認したりなどきめ細かな対応を行っている。 【学校教育課】

(問2) SNSの相談窓口開設の検討状況を問う。

(答) 本年3月議会において、麻畠前教育長が答弁したが、教育委員会としては、その考えに変わりはない。

スマートフォンの普及等に伴い、最近の小中学生においては、SNSが便利で手軽なため、SNSでの相談は、話が苦手な子どもなどにとっても気軽に相談できる手段の一つであると考えているが、見えない相手の心理状態や背景を読み取りにくいことなどが課題として挙げられ、相談の対応としては、適さないものと考えている。

なお、国においては、本年8月に「SNSを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方」の中間報告が出されたが、市教育委員会としては、国の対応を注視していくとともに、今後とも、電話や来所による相談者とのカウンセリングを通して、心の通った教育相談を進めていきたいと考えている。 【教育センター】

●学校での体罰・スクールセクハラ防止対策について

『自由民主党 久保 大憲 議員』平成29年9月14日(木)

(問1) 体罰やセクハラ被害にあった場合や行為が疑われる場合、だれに相談すべきか。

(答) まずは学校の管理職である校長や教頭に相談してほしい。直接、管理職に伝えづらい場合は、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等、最も相談しやすい職員に相談していただくのがよいと考えている。

また、富山市子育て支援センターから、「富山市子どもほっとカード」を市内全小中学校の児童生徒に配付し、電話相談を24時間、受け付けている。 【学校教育課】

(問2) 相談後の対応に不満がある場合は、どこに相談すべきなのか。

(答) 学校への相談後の対応に不満がある場合に限らず、学校へ直接相談しづらい場合などには、市教育委員会学校教育課に連絡していただき、また、相談の窓口は、県内には多くの相談窓口があるので、悩みが深まる前に、ご相談をいただきたい。 【学校教育課】

(問3) 保護者から相談や情報提供があった場合、その情報はどのように管理しているか。

(問4) 教育委員会への報告はどのような基準で行っているか。

(答) 各まずは保護者の話を丁寧に聞き、正確な事実の把握に努め、保護者からの情報や学校が調査した内容、並びに本人への指導の経過等については、文書に記録して、各学校で保管し、これらのうち、校長が体罰やセクハラとして認めた事案については、速やかに市教育委員会に報告することになっている。各学校の校長は、体罰に当たると判断したものについては、市教育委員会に報告している。

セクハラ事案については、まずは学校で調査した上で、市教育委員会へ報告することとなっている。 【学校教育課】

(問5) 苦情を受けた教員への対応について、再発防止にどのような取り組みを行っているか。

(答) 学校への事実確認を行い、必要に応じて、本人及び校長との面談の機会をもち、厳重に注意するとともに、反省を促し、本人自身が、これまでの行動を振り返り、初心に戻って、職務にあたることができるように指導を行っている。

また、各学校においては、体罰やセクハラ of 具体的な事例を基に研修を行うことで、苦情を受けた職員のみならず、学校全体で、再発防止に向けて取り組んでいる。

市教育委員会としては、これまでも具体的な事例を通した、体罰やセクハラ防止についての研修を行っており、今後も未然の防止や発生後の対応について、継続した指導を行っていききたい。

【学校教育課】

(問6) 校長が異動する場合、後任の校長への情報共有について問う。

(答) 新しく着任する校長へ、体罰やセクハラ等が確認された教職員の人事記録表に記載された処分事実を引き継ぎ、加えて、当該教職員の情報も含め、児童・生徒の様子、職員の状況、施設面等についての学校概要を、原則、口頭で引き継ぎを行うこととしている。

【学校教育課】

(問7) 再発防止に向けた決意について、事案の再発防止、未然防止、発生後の適切な対応について教育長の所見を問う。

(答) 体罰は、法律で禁止されており、体罰による指導では、児童・生徒の規範意識や社会性を養うことができないと認識している。また、セクハラについても、児童・生徒の心を深く傷つけ、大人への不信

感を抱かせるなど、体罰同様、教育公務員として絶対にあってはならないものであり、教育への信頼を大きく損なう行為であると考えている。

このような教育への信頼を根底から覆すことになる体罰やセクハラ等を防止するためには、教職員一人一人が、自らの使命と職責を、常に自覚し続けることが大切であると考えている。このような事案を再び起こさないためには、教員研修などにおいて個々の教員の意識改革を図るとともに、管理職が一人一人の教職員の様子を丁寧に観察し、悩みをもっていないかなどを把握することが必要であるとと考えている。

万が一、不適切な事案が発生した際、調査を徹底して行い、事実と確認された場合には、県教育委員会と協議して、県が懲戒基準に則り、処分することとなり、市教育委員会としては、県の処分内容に基づき、厳正に対処することとしている。併せて、被害児童・生徒を含め、当該学級、学年、学校の児童生徒の心のケアのため、市教育委員会の臨床心理士等を派遣するなどして、一日も早く通常の学校生活を送ることができるよう、できる限りの支援をすることとしている。 【学校教育課】

教育関係

●応急手当とAEDの普及および設置場所について

『自由民主党 高田 真里 議員』平成29年9月11日(月)

(問1) 年1回、AEDの使い方を含めた救命講習を子どもたちに行ってはどうか。

(問2) 3年前の議会における、「生徒を対象とした救命講習をすすめていきたい」という答弁に対する現在の状況について問う。

(答) 中学校におけるAEDを使った救命講習については、本年度は26校中、20校で消防署の職員等が講師となり、保健体育科の授業等で実施することとしており、3年前の平成26年度の17校と比較すると、3校増加している。

また、中学校の保健体育科の授業における救命講習では、病気や事故で倒れた人に遭遇した場合には、まずは、周囲の大人に知らせたり、救急車を要請することが重要であることを学習しており、加えて、救急車等の到着を待つ時間の応急手当の一つとして、心臓マッサージ等の心肺蘇生法について学習している。

なお、平成33年度から実施される中学校の新学習指導要領においては、保健体育科の授業でAEDを含めた心肺蘇生法などの実習を通して、応急手当ができるようにすることとされており、市教育委員会としては、市消防局の協力を得ながら、市内の全26中学校において、AEDの使い方を含めた救命講習等を勧めていきたいと考えている。 【学校教育課】

エスディージーズ
●SDGsについて

『公明党 堀江 かず代 議員』平成29年9月15日(金)

(問1) 本市における、ノンフォーマル教育の現状、今後の取り組みについて問う。

(答) SDGsとは、エネルギーやまちづくり、気候変動、平和など17の開発目標を設定し、持続可能な社会を推進していくものであり、また、ノンフォーマル教育とは、「学校教育のカリキュラムの外で行われる教育活動」のことをいい、SDGsを推進するうえで、一定程度有効なものと認識している。

市教育委員会では、小・中学校における、ノンフォーマル教育として、

- ①「エネルギー」に関しては、エコタウンの見学や、「チーム富山市」への参加などによる環境教育。
- ②「まちづくり」に関しては、本市の公共交通を体験する「富山市のりもの語り教育」を活用した校外学習。
- ③「平和」に関しては、「富山市民感謝と誓いのつどい」への参加などによる平和教育。
などを行っている。

市教育委員会としては、持続可能な社会の実現に向け、今後ともこれらの事業を実施していきたいと考えている。 【教育総務課】

教育環境関係

●学校給食の民間委託について

『社会民主党議員会 東 篤 議員』平成29年9月11日(月)

(問1) これまで衛生面の調査点検項目で多くの指摘がある中、調理業務等の民間委託を一旦立ち止まって考え直してみてもどうか。

(答) 衛生管理状況調査については、その実施目的や点検結果から、調理場の衛生管理状況の改善や民間事業者の調理技術等のレベルアップにつながっていることが明白であり、非常に有益であると考えている。

調理業務等の民間委託については、平成25年度から5年間の計画で導入してきたが、これまで、栄養教諭等による授業時間数の増加や調理員の柔軟な勤務体制が確保できること等多くの利点が見られ、民間委託の導入については問題がないと評価をしている。

このことから、市教育委員会としては、災害対応として一定数の直営校を確保することは必要であると考えているが、引き続き、今後5年間で概ね7校において、民間委託の導入を継続していきたい。

【学校保健課】

●小中学校及び公共施設の体育館について

『自由民主党 松井 邦人 議員』 平成29年9月14日(木)

(問1) 本市の小中学校及び公共施設の体育館において床板の剥離による負傷事故の事例はあるのか。

(答) 本市の小・中学校の体育館では、体育の授業や部活動など、学校管理下においてはそのような事例は聞いていないし、地域行事など、外部の方の利用においてもそのような事例は聞いていない。

【学校施設課】

●子どもたちのスポーツに対する取り組みについて

『自由民主党 金谷 幸則 議員』 平成29年9月14日(木)

(問1) 学校体育館を使用する場合、スポーツ種目で利用の制限があるのか。

(答) 学校体育館については、本来、小・中学生が体育の授業や部活動のみならず、入学式や卒業式などの儀式等で利用するために整備したものであり、大人のスポーツを想定していないことから、例えば、成人による野球やサッカー等で、施設設備の破損の恐れがあるなど、学校運営や教育上支障があると判断したものについては、利用を断っている。

【学校施設課】

その他

●公民館について

『公明党 松尾 茂 議員』平成29年9月11日(月)

(問2) 公民館の建設補助金制度等の相談体制を整え、自治公民館の耐震化を推進し、地域コミュニティの拠点機能を強化するべきではないか。

(答) 地域活動の活性化を支援するため、自治公民館の老朽化や耐震化に対応するための改築や、修繕工事に対する補助制度を設けており、これらの制度について、これまでも各地区における最も身近な行政窓口である地区センターを通じて、周知を図ってきた。

今後とも、地区センター等を通じて補助制度等について周知を図るとともに、要望等に応じて適切なアドバイスを行い、地域コミュニティの活動拠点である自治公民館の整備を支援していきたいと考えている。

【生涯学習課】

●放課後児童対策と学校との連携について

『自由民主党 成田 光雄 議員』平成29年9月11日(月)

(問1) 本市の小中学校の余裕教室などの活用状況や、これからの学校施設の地域への開放についての見解を問う。

(答) 本市の小・中学校においては、児童生徒数の減少に伴って、学級数も減少しているが、学級として使われなくなった普通教室については、①平成23年度から小学校で導入された、外国語活動で使うための教室、②一つの学級を分けて、よりきめ細かな指導を行う、少人数指導の教室、③子どもたちの自治的活動を推進するための児童会室や生徒会室などに活用している。

また、小学校14校では、地域児童健全育成事業の子ども会の部屋としても活用しており、現在、いわゆる空き教室はない状況である。

市教育委員会としては、学校施設は原則的には、学校教育の目的以外に使用してはならないこととなっているが、これまで関係部局と連携し、体育館やグラウンドなどの学校開放を進めてきたところであり、学校運営上支障のない限り応じることとしており、各学校に相談いただきたいと考えている。

【学校教育課】

●**統合中学校整備事業について**

『フォーラム38 大島 満 議員』平成29年9月14日(木)

(問1) 統合中学校においても、輪島市の中学校のように、文部科学省以外の補助金を活用して、広い体育館を整備できないか。

(答) 体育館の規模や広さにつきましては、文部科学省が定める必要面積を基本に、生徒数や授業の利便性、他の中学校の整備状況、地元住民の要望等を勘案し、検討しているところであり、輪島中学校については、都市再生整備計画事業の一環としての整備に国土交通省の交付金制度を活用すると聞いており、本市の八尾地域統合中学校の整備事業には当てはまらないものである。【統合校整備等推進室】

●**市立図書館における視聴覚資料の貸出の再検討について**

『日本維新の会 木下 章広 議員』平成29年9月15日(金)

(問1) 視聴覚資料の破損時の弁償を周知した上で、貸出を再開できないか。

(答) 図書館においては、本来、書籍の充実や子どもの読書の推進、情報検索等の電子的なサービスの導入など、公共施設ならではのサービスに注力することが先ずもって肝要であると考えており、視聴覚資料の貸出件数が、年々減少していたこと、加えて インターネットで動画や音楽を手軽に視聴できる時代でもあることから、今後も視聴覚資料については、貸出は行わず、図書館内で視聴していただきたいと考えている。 【図書館】

マイナンバーカード活用実証事業

マイナンバーカードの図書利用カードとしての利用について

- 1 趣 旨 総務省の推進する「マイキープラットフォーム構想」において構築されたマイキープラットフォームを活用し、マイナンバーカードを図書利用カードとしても併用利用できるよう対応するものです。

<マイキープラットフォーム構想>
マイナンバーカードを活用し、公共施設などの様々な利用者カードを一枚にするとともに、各自治体のボランティアポイントや健康ポイントなどをクラウド化（飛躍的な低コスト化）することに併せ、クレジットカードなどのポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして全国各地に導入・合算し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげる。（参考 URL <http://www.soumu.go.jp/denshijiti/>）
- 2 開始年月日 平成29年9月25日（月）
※実証事業期間は、平成31年3月31日まで（予定）
- 3 取扱図書館 図書館本館（西町5-1）
とやま駅南図書館（新富町1-2-3 CiCビル4階）
- 4 内 容 マイナンバーカードに搭載されたICチップの空き領域を活用し、マイナンバーとは別に作成する「マイキーID」を認証キーとして、マイキープラットフォームシステム上に登録された利用者番号と照合することで、登録を確認し、貸出サービスを受けることができるようになります。
また、この実証事業に参加している全国市区町村の図書館で、利用登録に住所要件がない図書館においても同様に登録を行うことで、複数のカードを持ち歩くことなく、マイナンバーカード1枚で各図書館を利用できるようになります。
※「マイキーID」は、マイキープラットフォーム上で任意に作成する番号で、マイナンバーなどの個人情報を使用することはありません。
- 5 そ の 他 事前手続として、あらかじめマイナンバーカードの取得、図書館利用登録が必要です。また、マイキープラットフォームウェブサイトで「マイキーID」を登録していただく必要があります。

マイキープラットフォームに図書館利用者番号を登録いただければ、

マイナンバーカードを**図書館利用カード**としてご利用いただけるようになります。

平成29年9月25日（月）より、総務省が推進する「マイキープラットフォーム構想」のマイナンバーカード活用実証事業が始まります。

富山市は、この実証事業に参加し、「図書館本館」と「とやま駅南図書館」で、マイナンバーカードも**図書館利用カード**としてご利用いただけるようになります。

※ ご利用には、事前のお手続き、利用登録が必要です。

○ 事前のお手続き

あらかじめ①マイナンバーカードの取得、②**図書館の利用登録（図書館利用カードの取得）**、③**マイキーIDの作成・登録**が必要となります。

①マイナンバーカードの**取得**については、下記をご覧ください。

②図書館の利用登録については、図書館にお問い合わせください。

電話 076-461-3200（代表）

③マイナンバーカードの**取得後は**、インターネットで、マイキープラットフォームウェブサイトにアクセスし、所定のソフトウェアをダウンロード・インストールして、マイキープラットフォームに「マイキーID」を作成・登録してください。

※ 公的**個人**認証に対応したICカードリーダーが必要です。

※ **図書館本館、とやま駅南図書館のパソコンでも登録できます。**

※ 「マイキーID」は、マイキープラットフォーム上で任意に作成する番号で、マイナンバーなどの個人情報を使用することはありません。

○ 図書館初回ご利用時

はじめてご利用の際は、**マイナンバーカードと図書館利用カードをお持ちの上、本館（4F・5F）またはとやま駅南図書館の窓口職員にお申し出ください。**

ご利用の際は、マイナンバーカードを職員に渡す必要はありません。

カウンターでマイナンバーカードをICカードリーダーにかざしてください。

※ **マイキーID利用登録後も、図書館利用者番号は変わりません。**

オンラインサービスの利用や予約申込等に利用者番号が必要になりますので、従来の図書館利用カードは捨てたり失くしたりしないよう、ご注意ください。

※ **マイナンバーカードでは本館の自動貸出機と予約案内端末が利用できません。**
本館での貸出・予約図書受取は、4F・5Fの受付でお手続きいたします。

※ **マイナンバーカードには貸出記録を印字できませんので、貸出票をお渡しします。**

○ 2回目以降はマイナンバーカードだけでご利用いただけます

マイナンバーカードの申請方法（通知カードをご用意ください。）

① 郵送申請

申請書に顔写真（6か月以内に撮影したもの）を貼付。署名押印のうえ、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）へ送付。

② ウェブ申請

スマートフォンなどのカメラで顔写真を撮影。

申請用ウェブサイトHP <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/pc.html>

で必要事項を入力、顔写真を添付して送信。

※ 申請書の氏名、住所などに変更がある場合は、窓口で最新の情報が記載された申請書を請求してください。申請から1か月半～2か月後に交付通知書を送付します。窓口には本人がお越しください。

マイナンバーカード取得に関するお問い合わせは、富山市民生活部市民課へ 電話 076-443-2048
ホームページ <http://www.city.toyama.toyama.jp/shiminseikatsubu/shiminka/mynumber.html#kojincard>

特別展

謙信 越中出馬

今五ヶ所御出馬

何れも志願する者

其の志願する者

英雄か!?

侵略者か!?



平成29年

9月16日土 ▼ 11月12日日

会期中無休

※会期中、一部展示替えがあります

開館時間

午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

観覧料

大人400円(320円)、高校生以下は無料

※(内は、20名以上の団体料金)

主催 富山市、富山市教育委員会



特別展

謙信 越中出馬

現代では「越後の龍」や「軍神」とも称えられる戦国武将上杉謙信。義に篤く、自らの野心では決して領土を広げないなど、英雄としてのイメージが強い人物です。

一方で、その生涯において実に十度にもわたり、自ら兵を率いて越中へ攻め寄せてきた事実は、意外に知られていません。とりわけ、越中国内で勢力を持っていた神保長職や一向一揆勢とは、富山城を主な舞台に熾烈な争いを繰り返しています。

では、謙信にとって越中攻めのねらいとは何だったのでしょうか。そして、越中の側からみた謙信は、義を重んじた英雄か、はたまた野心に満ちた侵略者か。本展では、県内外に伝来する謙信ゆかりの諸資料から、激動の渦中に置かれた戦国時代の越中を俯瞰し、「謙信越中出馬」の実情に迫ります。



本願寺顕如像
(勝興寺蔵)



上杉謙信寄進 大般若波羅蜜多經 卷二五一(部分)
(魚沼神社蔵・新潟県指定文化財)



上杉謙信書状
(早稲田大学図書館蔵)
【展示期間9月16日～10月15日】

■ 展示をより楽しむための特別公開講座 「上杉謙信と北陸」

日時：10月29日(日)午後2時～3時30分
会場：富山市民プラザ 3階 AVスタジオ(富山市大手町)
定員：先着80名(事前申込不要) 参加費：無料
講師：萩原大輔(当館学芸員)

■ 学芸員による展示解説会

10月1日(日)、10月22日(日)、11月12日(日)
各日 午後2時より
申込不要・参加無料(本展の観覧券が必要です)

■ アクセス

北陸新幹線・あいの風とやま鉄道 富山駅から徒歩約10分
地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分
市内電車環状線「国際会議場前」下車 徒歩3分
富山空港より連絡バスで20分
北陸自動車道 富山ICより車で約15分

■ 駐車場

当館には専用駐車場はありません。最寄りの有料駐車場をご利用ください。
最も近いのは城址公園地下駐車場です。



富山市郷土博物館

TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM
〒930-0081 富山市本丸1-62 富山城址公園内
TEL:076-432-7911 FAX:076-432-8060
http://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/

富山市佐藤記念美術館
特別展

伝統と創造

現代九谷焼の 旗手たち

平成29年

10月7日(土)～12月3日(日)

※会期中無休

開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

観覧料 一般500円(400円) 高校生以下無料

※()内は、20名以上の団体料金

会場 富山市佐藤記念美術館

主催 富山市教育委員会(富山市佐藤記念美術館)

富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)

TEL 076-432-9031 FAX 076-432-9080



富山市佐藤記念美術館 特別展

伝統と創造
現代九谷焼の旗手たち

九谷焼は、明暦元年（1655）に加賀国九谷村で焼かれた「古九谷」を発祥とする、日本有数の色絵磁器です。江戸時代後期の「再興九谷」の時代を経て、明治期には海外向けの輸出工芸品として「ジャパネクタニ」と呼ばれ名声を博しました。「九谷は絵付を離れず」という言葉があるとおり、360年余りの歴史を通して共通するその特徴は、多彩で独創的な絵付表現にあるといわれています。五彩手、青手、赤絵細描といった技法を駆使する多様な色絵表現は、現代の九谷焼作家たちの間にも連綿と受け継がれています。その一方で、産地の歴史や様式に縛られない、自由な造形を志向する作家も登場し、個々の作家による九谷焼の表現は、これまでにない大きな広がりをみせつつあります。

本展では、幾多の消長を経て発展してきた九谷焼の歴史の中から、現代という時代に焦点を絞り、近年活躍が著しい気鋭の若手・中堅作家たちによる九谷焼作品を、新作を含めて約60点展示します。会場を彩る個性豊かな作品を通して、長い伝統を誇る九谷焼の新たな可能性を探る機会となれば幸いです。

出品作家

赤地 径 / 井上 雅子 / 上出 恵悟 / 上端 伸也 / 北村 和義 / 齋藤 まゆ / 柴田 有希佳 / 多田 幸史 / 中田 雅巳 / 三浦 晃禎 / 見附 正康 / 南 絢子 / 宮本 雅夫 / 牟田 陽日 / 山近 泰（五十音順）

関連事業

(1) 記念フォーラム「九谷焼の現在 — 制作の現場から —」

- ① 日時：平成29年10月28日（土）13:00～14:30
- ② パネリスト：見附正康、山近泰、牟田陽日（いずれも本展出品作家）
- ③ 会場：当館講堂

(2) 絵付実演

- ① 日時：平成29年10月28日（土）14:45～15:30
- ② 講師：見附正康（本展出品作家）
- ③ 会場：当館講堂

※(1)(2)ともに参加費無料、定員60名

(3) 学芸員による展示解説会

- ① 日時：平成29年10月14日（土）、11月11日（土）、11月25日（土）
時間はいずれも14:00より
- ② 講師：当館学芸員
- ③ 会場：当館展示室
- ④ 参加費：無料（ただし別途特別展の観覧料が必要）

1 赤地 径 「赤絵牡丹文輪花皿」2017年	9 中田 雅巳 「SEN」2015年
2 井上 雅子 「龍」2016年	10 三浦 晃禎 「青華紅彩遊鳥図 壺」2017年
3 上出 恵悟 「甘蕉 房 色絵蟹気楼文」2017年	11 見附 正康 「赤絵細描大皿」2016年
4 上端 伸也 「宙へ」2016年	12 南 絢子 「香炉 夏立つころ」2017年
5 北村 和義 「緑描色絵金彩 黄金色の玉」2017年	13 宮本 雅夫 「緑彩線文八棱鉢」2017年
6 齋藤 まゆ 「声」2014年	14 牟田 陽日 「青麒麟 大皿」2015年
7 柴田 有希佳 「紫木蓮文扁壺」2017年	15 山近 泰 「家守の絵 花器」2017年
8 多田 幸史 「葉紋白彩金彩花器」2014年	表紙作品：北村和義「緑描色絵金彩 トンボ」2017年

※いずれも部分



交通案内

- ・富山駅から徒歩15分
- ・地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分
- ・ぐるっとBUS「城址公園」下車 徒歩2分
- ・市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分
- ・富山空港より連絡バスで20分
- ・北陸自動車道 富山I.C. より車で15分

◎当館に駐車場はございません。

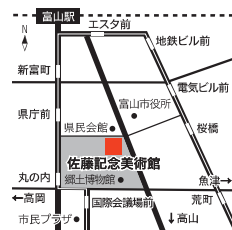
最寄の駐車場(有料)は城址公園地下駐車場です。



会期中、茶室「助庵」にて一部の出品作家による手作り茶碗でお抹茶を楽しめます。(一服520円、お茶菓子付)



富山市佐藤記念美術館
〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)
TEL.(076)432-9031 FAX.(076)432-9080



富山ガラス大賞展
Toyama International Glass Exhibition 2018

Toyama International Glass Exhibition 2018

誰も見たことのない
ガラスが見たい。

作品募集

[募集期間] 2017年9月1日(金)～2018年3月20日(火)

[賞] 大賞1点(3,000,000円)・金賞1点(1,000,000円)・銀賞5点(200,000円)

[主催] 富山ガラス大賞展実行委員会、富山市、富山市ガラス美術館

富山ガラス大賞展2018

富山ガラス大賞展2018

現代ガラス芸術の世界では、1950年代のチェコや1960年代のアメリカでガラスを芸術表現の素材として用いる新しい造形運動が起こりました。現在、半世紀以上の歴史を積み重ねて成熟の時を迎えていますが、まだまだ汲み尽せない無限の可能性を秘めています。富山市ガラス美術館では、世界の現代ガラス芸術の最新の成果を集め、その芸術性を評価するとともに、21世紀の多様な造形表現への新たな展望を開くために、トリエンナーレ形式でこの国際ガラス公募展を開催します。

作品募集

募集期間

2017年9月1日(金)～2018年3月20日(火)

応募資格

国籍、年齢を問わず応募できます。

出品申込料

無料

作品規定

- (1) ガラスを主体とした芸術作品とします。
- (2) ジャンルや機能は問いません。
- (3) 2016年以降に制作された作品とします。
- (4) 他の公募展に応募していない作品とします。
- (5) 1人(1グループ、1団体)2点までとします。
- (6) 作品のサイズは1点(組)につき、高さ・幅・奥行の総計が240cmを超えないものとします。
- (7) インスタレーションの場合、作品を設置したときの床面積が9㎡、高さが3.3mを超えないものとします。
- (8) 作品の重量は、100kg以下とします。
- (9) 作品の設置に特別な器具などを必要とする場合は、あらかじめそれらが施されていることとします。

応募方法

ウェブサイト、または郵送での応募方法があります。応募方法等の詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.toyama-glass.jp/>

(富山ガラス大賞展2018ウェブサイト)

賞

大賞1点 Grand Prize 副賞	金賞1点 Gold Prize 副賞	銀賞5点 Silver Prize 副賞
3,000,000円	1,000,000円	200,000円

※大賞と金賞の受賞作品は、富山市ガラス美術館に寄贈していただくことが基本条件となります。

※副賞は所得税を控除した金額をお支払いします。

選考

(1) 1次審査(画像審査)

2018年4月26日(木)に画像と応募資料による審査を行います。

(2) 結果通知

1次審査通過者には、書面およびE-mailで審査結果を通知し、同時に出品要項をお送りします。

(3) 2次審査(実作品審査)

2018年6月30日(土)及び7月1日(日)に実作品による本審査を行い、各賞を選定します。

(4) 2次審査結果発表と講評会

2018年7月1日(日)に講評会を開催し、受賞作品の結果発表を行います。

結果は、ホームページに掲載し、報道機関に情報提供するほか、国内の主要な美術、デザイン、工芸関係の団体や海外ガラス専門誌等の様々なメディアに情報提供します。

審査結果は、出品者全員に書面でも通知します。

※作品の返却は入選作品(1次審査通過作品)を展示する展覧会「富山ガラス大賞展2018」終了後となります。

審査員

1次審査

武田 厚	多摩美術大学客員教授 美術評論家
藤原 信幸	日本ガラス工芸協会理事長 東京藝術大学教授 同美術学部副学部長
土田 ルリ子	セントリー美術館学芸副部長
今井 陽子	東京国立近代美術館主任研究員
雪山 行二	富山県美術館長
渋谷 良治	富山市ガラス美術館長

2次審査

武田 厚	多摩美術大学客員教授 美術評論家
柳原 正樹	独立行政法人国立美術館理事長 京都国立近代美術館長
秋元 雄史	東京藝術大学大学院美術学 館長・教授
Dr. Robert Bell	装飾美術、デザイン分野におけるキュレーター、評論家 元オーストラリア国立美術館 装飾美術デザイン部門主任学芸員
Milan Hlaveš	ブラハ国立美術工芸博物館 ガラス陶磁器コレクション ヘッド・キュレーター
Benjamin Cobb	タコマガラス美術館ガラス工房責任者
伊東 順二	富山市ガラス美術館名誉館長 東京藝術大学社会連携センター特任教授 美術評論家

(順不同・敬称略)

展覧会

会期: 2018年9月15日(土)～11月25日(日) 会場: 富山市ガラス美術館

出品作品: 入選作品(1次審査通過作品)

お問い合わせ

富山市ガラス美術館内(〒930-0062 富山県富山市西町5-1) 富山ガラス大賞展実行委員会事務局

E-mail: toyama-glass@city.toyama.lg.jp <http://www.toyama-glass.jp/>

主催/富山ガラス大賞展実行委員会 富山市 富山市ガラス美術館